

農業集落排水使用料

●農業集落排水使用料とは

農業集落排水の使用が始まると、汚水の処理などに相当の経費がかかるため、この経費の一部を使用者の方にご負担していただくのが、農業集落排水使用料です。

使用料金は、「基本料金 + 人数割額」に消費税を加えた額を水道料と一緒にご請求（2か月ごと）させていただきます。

農業集落排水使用料金表

人数	基本料金（税抜）	人数割額（税抜）	1か月分（税込）	2か月分（税込）
1	1,700	450	2,365	4,730
2	1,700	900	2,860	5,720
3	1,700	1,350	3,355	6,710
4	1,700	1,800	3,850	7,700
5	1,700	2,250	4,345	8,690
6	1,700	2,700	4,840	9,680
7	1,700	3,150	5,335	10,670
8	1,700	3,600	5,830	11,660

※ 空き家等で常時無人の住宅でも、水道が開栓されている場合は、基本料金に1人分を加えた料金を使用料としてご請求させていただきます。

※ 世帯の人数が変動した場合は、すみやかに本庄市農業集落排水処理施設使用料人数変更届出書を下水道課に提出してください。